

令和6年度徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和7年3月3日（月）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3 参加者

委員13名（添付資料参照）

危機管理部長、消費者政策課長、県警察本部情報発信課長ほか

4 議事概要

（1）会議の開催要件について

委員15名中13名出席であり、会議の要件を満たしていることを報告

（2）会長・副会長の選出について

会長に内海委員、副会長に徳山委員を選出

（3）協議事項説明

① 徳島県犯罪被害者等支援推進計画の進捗状況について、事務局より資料に基づき説明

② 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制の構築・運用について、事務局より資料に基づき説明

（4）協議概要

<徳島県犯罪被害者等支援推進計画の進捗状況について>

○委員

資料の配付が遅く、十分な検討や事前質問ができなかった。また、昨年の審議会では子ども関係の施策が議論されており、子ども関係の担当課が教育委員会しか来ていないのは問題。来年度は改善されたい。

教育関係について質問したい（資料1の番号71）。昨年度の審議会でも議論されたが、「生命（いのち）の安全教育」、特にプライベートゾーンは非常に重要であり、学校の先生から子どもたちにはどのような教育をしているのか、具体的な取組について改善要望があったところ。審議会の議論を受けて、今年度どのように改善したのか。

○事務局

就学前の周知啓発が重要であり、令和6年度の就学前人権教育研究大会において、「生命（いのち）の安全教育」を研究の柱として研究発表を行い、就学前の教職員への普及展開を図った。

また、県の幼稚園園長会において、「生命（いのち）の安全教育」の資料

を配布し、実践できるよう周知に努めた。

○委員

昨年の審議会では、子どもたちに対して、「生命（いのち）の教育」を実施してほしい旨の話がされているが、具体的に子どもたちにどのような教育が行われたのか。

○事務局

子どもたちへの教育に関しては、基本的に文部科学省が公開している教材などを使用し指導している。また、令和3年度から令和5年度まで文部科学省委託事業の実践校による「生命（いのち）の安全教育」の教材指導モデルをホームページで公開しており、その活用をお願いしているところ。

○委員

昨年6月、阿南市内のこども園で行われた就学前人権教育研究大会の事前展に参加した。

子どもたちが運動場での泥んこ遊びから帰ってくると、先生方がホースで水をかけて泥を落とすが、以前は、その後部屋で皆が裸になって着替えることが多かった。事前展の際は、着替えタオル（首元にゴムがあり、頭からかぶれるタオル地の衣類）を皆がかぶって着替えをしていた。

プライベートゾーンへの理解については、言葉で説明をしてもなかなか分かりづらいが、普段の保育の中で身に付くような教育が行われており、日常の変化が見られると感じた。

○会長

「生命（いのち）の安全教育」の実施率はどの程度か。

○事務局

令和6年4月に本県が実施した実施状況調査では、令和5年度の県内公立小学校で「生命（いのち）の安全教育」を実施した学校は160校中131校、81.9%。

また、徳島県が全小学校に提出を依頼している年間計画において、163校中138校が計画にも位置付けている。前年度より12校増加しており、引き続き、全ての学校で、計画に位置付けられ、実施されるよう指導してまいりたい。

○委員

「生命（いのち）の安全教育」の実施率が上がっていることは心強く、引き続き実施率100%を目指すとともに、中身をより充実していただきたい。

前回審議会では、スクールソーシャルワーカーに対する被害者支援に特化した研修の検討を要望していたが、実施状況はどうか。

○事務局

スクールソーシャルワーカーに関しては、現在24市町村及び県立学校に配置されており、各学校で支援が行われている。連絡協議会を年2回開催しているほか、社会福祉士会が毎月行っている定例会に県担当者も出席して、ケースについて協議している。

○会長

どのような内容を協議しているのか。

○事務局

ソーシャルワーカーが抱えているケースについて協議している。

○委員

昨年の審議会では、スクールソーシャルワーカーにも、犯罪被害者、性犯罪の研修をしてほしい旨の要望があり、議事録にも記載されているところ。今回、回答は結構なので議事録にきちんと記載し、令和7年度にどのような施策をするか検討していただきたい。

○会長

委員の指摘は、被害者には特有の心理状態や反応が生じることがあるため、踏み込んだ対応を要望するものであり、その対応をお願いしたい。

○委員

先ほど被害者支援センターにコーディネーター1名、心理職を配置との説明があったが、特定の1名を配置しているのか。

○徳島被害者支援センター

特定の1名ではなく、女性相談員4名が交代で1日1名が対応している。

○委員

昨年の審議会では、1名相当ではなく常勤1名を配置するべきとの意見を述べたところ、県からは、実際の相談状況からニーズ等を確認し必要なマンパ

ワーを踏まえて、予算請求等を検討するという回答があった。

今回、また1名相当となっており、これはどういう検討をして、今回も1名相当になったのか。

○事務局

被害者支援センターからの実績報告を踏まえた結果である。

○委員

前回も述べたが、件数が増えないからマンパワーが少なくていいといった、鶏が先か卵が先かみたいな議論でなく、本当にどれだけ必要なのかを真剣に吟味すべき。犯罪被害者は減っておらず、弁護士相談件数も2月末で44件に達しており、予算枠の40件を超えている。弁護士支援に関しては、令和8年度に新制度が導入されるが、法テラスからは、もっと被害者支援に従事できる弁護士を増やしてほしいとの強い要望を受けており、被害者支援のニーズは大きくなっている。

例えば、県警からどういう罪名が今増えてるかを聞き取った上で、どういう支援が本当に可能なのか考えてほしい。報告を聞いているだけでは、十分なニーズは把握できない。県警に尋ねるが、被害者支援は対応すればするほど、ニーズが多いことを感じるが、いかがか。

○事務局

御指摘のとおり、こちらが積極的に動けば動くだけ、件数もそのまま増える。日常的に事件も事故も発生しているが、限られた人員をどのように派遣するかを状況に応じて判断している。全事案に、資格を有する職員を派遣したい思いはあるが、それはかなわないので、169人の支援員を県警がどのようにグリップしてコントロールするか工夫して対応しているのが実情。人員が多ければ多いほど、現場で充実した対応が可能になる。

○委員

県警では、今年から心理士の資格を持った専門の警察官が配置されている。人を配置することによって、ニーズが掘り起こされたり、本来支援すべき人に手が届くという現状があるので、本当に必要な支援は何か、どれだけの人が必要か、令和7年度に事務局で検討していただきたい。

○会長

具体的根拠に基づき検討するために、各種集計などを関係センターから提供してもらおうと良いだろう。

○委員

講演会の開催について、県民に対してどのように広報しているのか。

○事務局

県ホームページ、県庁内掲示板、マスコミへの資料提供など。

○徳島被害者支援センター

徳島新聞の情報とくしま欄に掲載しているほか、講演会のパンフレットを各市町村窓口に送付している。

○委員

当委員会委員のうち、希望者に講演会開催を周知してもらうことは可能か。

○事務局

各委員に、講演会の開催を案内する。

○会長

委員への案内はもちろん、県民に広く周知していただきたい。

○事務局

県では、公式LINEで災害情報等を発信することを踏まえて、登録者数拡大に取り組んでおり、現在の登録者数は10万人を超えている。

県民への情報や講演会開催の周知については、SNSでは、公式LINE、X、フェイスブック等があるので、(LINEは、災害情報がメインであり、全ては掲載できない場合があるが)可能な範囲で、イベント等の周知に努める。

○会長

この審議会でも、SNSの活用については、いろいろ意見が上がっており、犯罪被害も、大きく人災という括りになるので、必要な情報は掲載されるようお願いする。

○委員

資料1の番号で言うと14、15、37。特にワンストップ支援センターの相談体制の構築について、昨年度の審議会でも、電話相談ではなく、LINE相談等SNSを活用した相談の在り方、広報の在り方について議論され、県からはLINE等の相談については検討する旨の回答があったことが議事録にも記

載されている。そこで、LINE相談、SNSを活用しての相談に関する検討状況と検討結果について質問したい。

もう1点、ワンストップ支援センターに関して、産婦人科医療、法律相談、カウンセリング等の公的負担による支援実績について教えて欲しい。38番(資料1)を見ると、初期医療については8件、9万9,210円とあるが、法律相談とカウンセリングの記載がないので、支援実績について教えてほしい。

○事務局

「(性暴力被害者支援センター)よりそいの樹とくしま」における法律相談とカウンセリングの件数について、令和6年度は、法律相談は2人の利用があった。また、カウンセリングについては、1人に5回実施しており、今後1、2回程度、実施に向けてセンターにおいて調整中。

また、SNS相談について昨年の審議会で検討する旨回答したところだが、今年度は、まず支援についての基盤を整えることの優先順位が高かった。SNS相談に関しては問題意識を有しており、全国レベルでの研修が行われているところであり、改めて検討したい。

○委員

令和7年度は、検討していただけるということか。

○事務局

努力する。

○会長

資料ではDVや児童虐待については、既にSNS相談実施についての記載があるので、担当課において、どのような人員でどのように対応しているか、実施状況を情報収集の上、対応方法を探っていただきたい。

○委員

家族が亡くなった事件から十数年になるが、これまでに60件ほど講演活動を行ってきた。去年は保護司会から講演依頼があった。保護司は、受刑者の社会復帰を手助けする人たちだが、近年、被害者の声を受刑者に届ける活動をしており、被害者だけでなく、より広範囲での被害者支援活動が広がっているように思う。また、民生委員の団体からも講演依頼があった。民生委員は、地元民からの諸々の相談ごとを役所や関係団体と折衝するボランティア活動を行っているが、地元の人たちと犯罪被害者の話をする機会が増えたとのことであり、講演では被害者の声ということで発表したところ、被害者支援について、認識

を新たに、民生委員の活動に盛り込みたいと伺った。

所属している支援団体の活動で、他県の被害者支援センターを訪ねた。ある事件で40名近い被害者が一度に出て、活動に手狭になり、去年、広い場所に移転している。移転を機会に、事務局と支援局の2局制に分けて、支援は支援局で一括して対応しており、職員は事務局又は支援局の専任になっている。また、クリアデスクを徹底し、パソコン関係も全部つないでデータを守っているが、費用が非常にかかるようになってきたのが頭の痛いところと聞いた。

また別の県では、大学生のサークル活動として、県下の大学の学生が一つの団体を作って、情報を相互にやり取りしており、被害者支援に関する講演会の司会や受付などのサポートや、報告書やプレスに対する資料提供などを、全て学生が行うといった社会貢献をしている。

県に対する要望だが、来年からは、徳島県下24市町村の支援条例の制定・制定準備の状況や被害者支援の受付・対応件数を資料に記載していただきたい。

香川県では、4月から全市町で支援条例が施行予定であり、徳島県は抜かれてしまった。徳島県では今年中に7市町ぐらひはクリアできる見込みだが、早く24市町村全てで条例が施行される日が来てほしい。

○会長

様々な関係団体の活動の広がりが見られることや他県の支援体制状況などをお知らせいただいた。特に被害者支援センターの移転に関しては、この審議会でも、徳島被害者支援センターの立地に関して、昨年度も議論されていたところであり、今一度県の中でも御検討いただきたい。

○委員

まず、性犯罪被害者の中には、産婦人科に来るのがすごく遅い人がいるので、「よりそいの樹とくしま」や県警など窓口では、早く産婦人科に行くよう周知してほしい。

次に、そのような被害に遭わないためには性教育が大切だが、生命（いのち）の大切については以前から言われているが、内容が広範囲に及ぶため、性犯罪の加害者にならない、被害者にならないという内容に特化して、心に残るような対応を考えていただきたい。

最後に、カウンセリングについて。治りが早いと思うので、早い段階で精神科医の診察などを受けることが望ましい。

○会長

まず、県警でもいろいろと初期の対応している中で把握していると思うが、初期に婦人科につながることの大事さについて、認識していただきたい。

また、被害に遭わないことが一番であるため、生命（いのち）の大切さの教育に関して、具体的な取組内容の吟味を更に進めていただきたい。

さらに、カウンセラーのことはよく出てくるが、精神科医については、これまで議論には多く上がっていない。医師会との関係の中で、精神科医へのつなぎをお願いしたい。

○委員

（資料1）3番と23番、市町村窓口担当者研修と市町村の条例制定促進会議について、市町村の参加率はどの程度か。

また、子どもに対する支援で一点要望したい。児童虐待があった場合は児童相談所があるが、いわゆる子どもに対する第三者加害に対する支援は十分ではないため、令和7年度には、県に検討していただきたい。

○事務局

条例制定促進会議についてはオンラインで実施しており、今年度は22市町村が参加。窓口担当者研修については、対面で開催しており、12市町村からの応募に止まった。参加を促しているが、あまり出席率が低いようだオンラインでの開催も検討が必要。

○会長

不参加の理由（業務が多忙であるなど）は何か。

○事務局

市町村職員は、多くの業務を兼務していることと、講師の日程に合わせて開催していることから、事前の日程調整が難しい面があるが、研修の重要性についてはどの市町村も、十分御理解いただいている。

○会長

もう一点、子どもさんに対する第三者加害はどうか。

○委員

子ども関係の担当課が来ておらず、議事録にとどめ、来年度議論したい。

○会長

資料を早めに配付し、事前に質問できる時間を確保できると、審議会もスムーズに進行できる。

市町村窓口担当者研修の件と、子どもに対する第三者加害があった場合の支

援と体制の構築について、事務局は検討されたい。

<犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制の構築・運用について>

○会長

多機関ワンストップサービスと機関内ワンストップサービスがあり、コーディネーターの役割が非常に重要になってくる。

○委員

コーディネーターについては引き続き検討されたいということと、結局のところ、県ができることと、被害者支援センターに委託してすることと役割分担が重要になる。被害者支援センターの現状の立地については早急に対応していただきたい。具体的には、県庁、県警や中央署に持ってくるか。あるいは徳島駅近辺。要するに司令塔となる県庁に近い所に、実働部隊を置くことは鉄則と考えられるので、よく考えてほしい。去年、他の委員からも意見があったところであり、検討されたい。

○委員

ワンストップサービスについて、いつ頃、どのように構築するかを公表する予定はあるのか。

○事務局

当然何らかの形で公表することになる。国からは構築運用の手引きが出されている。手引きに基づいて、目標としては下半期ぐらいから運用できる方向で準備を進めているが、市町村や関係団体の協力を得る必要がある。

○委員

その際、関係機関の連携が必要なので、どういう制度を構築するかにあたって、実務者協議会的なものを開いて制度を作っていくしてほしい。そうしないと全くニーズと違うものができてしまう恐れがある。

現場の意見が制度を作る上で重要であり、できれば実務家の意見を吸い上げて、制度を作っていたきたい。

○会長

実効性がある制度にするためにも、委員の意見も踏まえて検討されたい。

協議を終了するにあたり、事務局には、今一度、委員からの御意見、御提言等を踏まえて、各種施策の推進をお願いしたい。